

2024年1月9日

企業会計基準委員会 御中

服部 隆 (CMA、C I I A)

実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」等の公表、に関して、以下コメント提出いたします。

◆質問 2 (四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における取扱いに関する質問)

本公開草案では、四半期財務諸表において、当面の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】 同意しません。

(理由)

期中財務諸表における取扱いという意味においては同意しますが、「四半期・・・」等の記載については、公表されている「企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準(案)」等」、と整合とるための文言修正・補足等が必要であるため。

◆質問 5 (四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記に関する質問)

本公開草案では、前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しており、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合に本公開草案第 7 項を適用するときは、その旨を注記することを提案しています。

また、重要であることが合理的に見込まれる場合に該当するかどうかは、前連結会計年度及び前事業年度に入手した情報並びに四半期財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づき判断することになると考えられる旨を示すことを提案しています。

これらの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【コメント】 同意しません。

(理由)

・前年度と当年度では連結範囲に変更ある（例えば、当期に実施済あるいは実施が確定している企業売却・買収等の再編等）ことも想定すると、当期において11項に記載の「重要であることが合理的に見込まれる場合に該当するかどうか」（及び、BC22項「この際、重要であることが合理的に見込まれる場合に該当するかどうかは、前連結会計年度及び前事業年度に入手した情報並びに四半期財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づき判断することになる」）について、判断することは困難であることや、かえって有用でない情報を提供してミスリードする恐れもあることから、「当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合に」は削除（以下下線部分）し、単に第7項を適用しているかどうかのみを注記すべきと考えられるため。

11. 前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しており、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合に本実務対応報告第7項を適用するときは、その旨を企業（集団）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項（企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「四半期会計基準」という。）第19項(21)及び第25項(20)）として注記する。

・また、質問2と同様に、「四半期・・・」等の記載については、公表されている「企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等」、と整合とるための文言修正・補足等が必要であると考えます。

以上